



### ●表紙／和光地区の乳牛たち

酪農は、昔とちがって全自動化されています。  
大きな機械設備は圧巻！  
搾乳ロボットに整列して順番にロボットに入って  
いく牛たちの姿は、愛らしくもありました。  
(撮影担当：及川宏和委員・山路和弘委員)

## 主な内容

- 表紙 1
- 農業委員会会長挨拶・農業委員の活動紹介 2
- 農業委員紹介 3
- 農地パトロールの実施について・農地のQ & A 4
- 新規就農者紹介・農業者年金のご案内 5
- クマにご注意下さい・編集後記 6

農業委員会だよりは  
町 HP から見られます！  
農業委員会だよりはこちらから→





# 会長あいさつ

金ヶ崎町農業委員会 会長

菊地 成 壽

日頃より、農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年は、皆様のご協力により「地域計画」を策定することができました。重ねてお礼申し上げます。

さて、今年は、記録的な水不足に見舞われ、農家の皆さんは、大変な苦勞を強いられたことと思います。私自身、そろそろ出穂するという時期に稲が枯れてしまい、胸が痛む日々でした。

一方で、昨年の「令和の米騒動」が尾を引き、備蓄米の放出により、米価がどうなるか不安視していましたが、今年も高水準となりそうな兆しに安堵しています。

農業委員会への相談の中でも、一番多いのは「後継者もなく、農地の管理ができない」というものです。米価が生産費に見合う価格で安定し、若者にとって農業が魅力のある仕事となつて欲しいと願っているところです。

現農業委員の任期も、あと半年ほどとなりました。今の農業委員は、とてもチームワークが良く、相談者に対し、寄り添うことができるメンバーがそろっていますので、農地のことは一人で悩まず、農業委員へお声がけください。

私は長い間、農業委員として、金ヶ崎町の農業振興に携わってきました。農業委員の使命は「農地を守る」ということです。農地は財産です。農地が荒れたら日々の風景は一変してしまいます。農地を守ることは地域を守ることに繋がります。微力ながら、この金ヶ崎町の美しい田園風景を守る一役を担うことができたことは、私の誇りです。

今までお世話になったたくさんの方々、心からの感謝を申し上げますとともに、皆様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

## 農業委員の活動紹介

### 主な活動

- ▶ 毎月の農業委員会会議  
…売買・賃貸借など農地の権利の許可等について審議を行っています
- ▶ 利用状況調査、利用意向調査  
…農地パトロールを行っています
- ▶ 遊休農地の解消活動
- ▶ 新たに農業を始める方の支援
- ▶ 農地の相談対応  
…農地のあらゆる相談に応じます
- ▶ 全国農業新聞や農業者年金の普及活動

### ◆ 令和7年度農業委員会開催予定 ◆

	12月	1月	2月	3月
申請締切日	5日	5日	5日	5日
総会開催日	19日	20日	20日	23日

申請書類の締め切りは 毎月5日  
農業委員会開催日は 毎月20日  
※休日等で前後します。

### ◆ 申請に関する問合せ ◆

金ヶ崎町役場2階 農業委員会事務局  
TEL：0197-42-2111  
FAX：0197-42-4530  
mail：noui@town.kanegasaki.iwate.jp

### ◆ 申請書ダウンロード ◆

農地の権利移動に関する申請書は、町HPからダウンロード可能です。

申請書ダウンロードはこちらから→



こんなこともやっています  
**農業委員**

農業委員には、1人1台タブレットが支給されており、地図上で農地情報を確認することができます。連絡ツールとしても活用しているため、農業委員はタブレットの使い方も勉強しています。

～明るく・楽しく・元気よく～  
**我々が金ヶ崎町農業委員です！！**

任期：令和8年7月19日まで

及川宏和

有住寿哉

山路和弘

佐藤浩幸

高橋重貴

田口敏



守りたい景色がある  
**街地区農業委員**



農の未来明るく照らす  
**三ヶ尻地区農業委員**



熱い心で寄り添います  
**南方地区農業委員**

高橋義隆

農地の相談は、解決に結び付けるのが難しい案件が多いですが、私たち農業委員は、菊地会長のモットーである「明るく・楽しく・元気よく」を大切にし、前向きに活動することを心掛けています。

渡辺好章

宮本賢

会長職務代理者  
 高橋正則

岩野悦子

佐藤祝

会長  
 菊地成壽

高橋新一



農地を守りつないでいく  
**北部地区農業委員**

小坂倫充



地域農業の応援団  
**西部地区農業委員**

坂井聡

倉田和久



農地を活かし人と地域を結ぶ  
**永岡地区農業委員**

小野まり子

小嶋教三

# 農地パトロールを実施しました

9月3日から5日にかけて、農業委員が遊休農地や無断転用等の実態及び利用状況調査のため、町内6地区の農地を確認しました。

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された農地所有者には、その農地をどのように利用するかを確認する調査票を送付しますので、必ずご回答ください。

また、農地を適正管理することが法により規定されています。適正に管理されないと、近隣の農地へ悪影響を及ぼすとともに、有害鳥獣の住処になる可能性があり、付近の住民にも危険が及びます。草刈等を行い農地の適正管理をしてください。



## 農地パトロールを終えて

働き手がない、高齢化世帯、農業離れ等でもったいない土地が、あちらこちらに、、、  
残念で悔しい思いのパトロールでした。  
なんとかしなくっちゃ！  
(岩野悦子委員)

☆使いやすくなりました☆

## 耕作放棄地解消 対策事業補助金

町では、耕作放棄地の解消を図り、有効利用する農業者・団体に、耕作放棄地解消対策事業補助金を交付しています。

活用の際は、農業委員または農業委員会事務局へお問い合わせください。

### ①除草・障害物除去作業

10,000円/10a

※1回限り

### ②深耕・整地・作付け

10,000円/10a

※①を同一年度又は前年度に実施した場合

※1回限り

## 農地の相続 Q&A

農業委員会への相談の中でも、相続の相談が増えています。将来、農地を相続するのはあなたかもしれません。困った際は、農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

Q

相続財産に農地があります。農地を相続放棄することはできますか？

農地を相続放棄することは可能ですが、相続放棄とは、相続財産のすべてを放棄することになります。相続財産のうち農地のみを放棄することはできません。預貯金や家も全てを放棄することになりますので、慎重にご検討ください。



Q

農地を相続しましたが、県外に住んでいて管理できません。場所も分からないのですが、どうしたらいいですか？

農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。地図を見ながら場所を確認することができます。

また、相談内容によって地域の農業委員が耕作してくれる人を探すお手伝いをします。



Q

農地を相続した際の、手続き等がありますか？

農地を相続した際は、相続してから10か月以内に農業委員会へ届出が必要です。死亡手続きで役場に来た際にご案内しています。また、相続登記が義務化となりましたので、法務局で相続登記手続きをしてください。



Q

相続登記していない農地は、貸借契約や所有権移転できますか？

相続登記前の農地は、相続人の共有名義という扱いになります。貸借契約は可能ですが、相続人の同意が必要であり、相続人を確認するための「戸籍謄本」や「相続関係図」の提出を求めます。なお、所有権移転は、法務局で相続登記が完了しないと手続きできません。



# DO YOU 農? かねがさきニューファーマー



【ももの木を大切にみつめる真子さん】

就農2年目を迎えた阿部真子さん(26)を紹介します。町内六原出身の真子さんは、大学農学部在学中にさくらんぼの栽培に携わりました。好きな食べ物がさくらんぼだったこともあり、大学卒業後、山形県の果樹農園へ就職し、さくらんぼや桃等の果樹の栽培について学びました。周辺でさくらんぼの栽培をしている農家が少ないことをチャンスと捉え、金ケ崎町での就農を決意。情報収集や資材調達に苦労するものの、就職でお世話になった山形県の農園主が師匠となって、今でも真子さんを支えています。

果樹は、苗木を植えてから生産量が安定するまで数年かかります。現在は産直ろくちゃんや来夢くんへ、さくらんぼと桃を

出荷していますが、将来的には、生産量を増やしインターネットでの販売も視野に入れています。

真子さんは、夫と2匹の猫と暮らしています。しかし、夫はまさかのバラ科アレルギーであり、バラ科であるさくらんぼと桃は食べることはもちろん触ることもできないとのこと。仕事を手伝ってもらうことができませんが、そのことが逆に夫婦円満の秘訣になっているのかもしれないと笑顔を浮かべました。

将来の夢を「仲間(果樹農家)を増やしたい。いつか金ケ崎町を桃の産地にしたい。」と、真子さんは笑顔の裏に熱い情熱を覗かせて語ってくれました。



## 取材担当者のつぶやき

楽しそうに、さくらんぼ・桃の話をする真子さんの眼差しに、愛情と情熱を感じた。この地域でパイオニア的存在であることは間違いない。今や全国で生産できるという桃。生産者が増え、仲間ができると良いですね😊

## 知って得する! 農業者年金

米の価格が高騰する中、節税対策に興味のある農家さんは多いのではないのでしょうか。農業者年金は、節税対策にピッタリです!

### ■ポイント1 保険料控除の対象となります

支払った保険料は、将来年金として受け取れるのはもちろん、家族の分も保険料を支払っている場合は、その分も含めて社会保険料控除の対象となります。

加入した場合と未加入の場合の比較(試算)

課税所得150万円(税率15.1%)

農業者年金を月4万円(年48万円)払った場合

①農業者年金未加入者: 150万円 × 15.1% = 226,500円

②農業者年金加入者: (150万円 - 48万円) × 15.1% = 154,020円

差額 ① - ② = 72,480円が節税になります!

### ■ポイント2 運用益は非課税です

### ■ポイント3 将来年金として受け取る際も、大きな控除があります

公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計が110万円までは全額控除されます。80歳前に死亡した場合は、死亡一時金が受け取れ、それも非課税です。

お近くのJA、農業委員、または農業者年金基金へお気軽にお問合せ下さい!

農業者年金基金

TEL 03-5919-0371

農業者年金のHPはこちら→



父からの勧めで私も加入しました! 若い時期から加入すると、保険料の国庫補助(要件あり)があるのが魅力ですね。

【阿部真子さん】



加入資格は3つ

- ① 年間60日以上農業へ従事
- ② 国民年金第1号保険者
- ③ 20歳以上65歳未満

# クマの出没にご注意ください！

今年も多くのクマが目撃されており、全国ニュースでもクマの話題が連日報道されています。令和7年10月31日時点で金ケ崎町のクマ目撃件数は141件（前年度比+56件）となっています。農作業中は、作業に気を取られ、クマが近くにいても気づかない可能性があります。「作業前に大きな音を鳴らす」「ラジオを流しながら作業する」等、クマに遭遇しないように対策をしてください。

例年、春は4月からクマの目撃が相次ぎます。

クマを見かけた場合は、金ケ崎町役場農林課へご連絡ください。

## 【農業委員の体験談 高橋重貴委員】

農作業中にクマと鉢合わせしたことがあります。とても驚き、急いでトラックへ乗り込みました。「走ってはいけない」「目をそらしてはいけない」とは聞きますが、実際に遭遇するとそんな余裕ありません。遭遇しないように、事前に対策することが大切ですね。



発行元 〒029-4592

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町二十二番地一

金ケ崎町農業委員会事務局

TEL 0197-42-2111

## ◆編集後記

「秋の田のかりほの庵の 苦をあらみ わが衣手は露にぬれつつ」  
（天智天皇） それはさておき、今年の漢字益暗予想…  
本命〈米〉 対抗〈暑〉 穴〈博〉 大穴〈熊〉 （渡辺好章）

「かねがさき農業委員会だより」第26号をお読みいただきありがとうございました。少しでも農業委員の活動がご理解いただけたら幸いです。（山路和弘）

見やすさを意識して編集しました。じっくりご覧ください。（菊地成壽）

第一に読み手を考えて作成にあたりました。編集委員が共有し、いかに伝えるか、文章力はもちろんですが、楽しい空間の中にも、理解を深めるアイデアです。「農業委員会だより」が、皆さんとの大切な情報紙でありパイプ役でありたいと願っております。（小野まり子）

## 編集委員

委員	委員長								
菊地	高橋	田口	小嶋	山路	及川	渡辺	宮本	坂井	小野まり子
成壽	正則	敏	教三	和弘	宏和	好章	賢	聡	

## 金ケ崎産 de こしえました

町では、農家の所得向上施策の一環として、町内農産物を活用して新製品を開発する食品製造業者等を支援しています。

令和7年度はお菓子工房ふ和ふ和がこの事業を活用し、「金ケ崎産そば粉のティグレ」と「金ケ崎産小麦粉ワッフル」の開発を行いました。

店主の坂井南さん(41)は「ティグレはそばの香りも楽しみつつ、食感も楽しめる。ワッフルは全粒粉ならではの小麦の味、香りを感じることができる。ぜひ皆さんにご賞味いただきたい」と自身満々に商品を紹介してくれました。

お菓子工房ふ和ふ和は、金ケ崎イオンスーパーセンター店内のふれあい産直に出品しており、ごまプリン、度々売り切れになるほどの人気商品となっています。



↓ワッフル



↑ティグレ

お菓子工房ふ和ふ和のInstagramはこちらから ↓ ↓ ↓

